

2020年4月18日

株式会社 竹添工務店

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言への対応について

竹添工務店では、この度政府より新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国へ出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および当社関係者の健康と安全を確保する観点から、下記項目の対応の強化に努めることとしました。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、

- ① 通勤時、外出時および就業時のマスク着用の励行
- ② 咳エチケットや手洗い、うがいの励行
- ③ 発熱等の風邪の軽い症状が出た場合の休務指示（出勤前の検温実施）
- ④ 大勢が集合するような会議、懇親会等の自粛
- ⑤ 不要不急の外出や県外への移動の自粛
- ⑥ 3密の恐れのある遊技場等への出入りの自粛
- ⑦ 子どもを持つ社員が休校措置等により休務せざるを得ない場合の有給付与

また工事の継続に関しましては、取引先元請会社様並びに施主様側等の意向に準ずる対応とさせていただきます。施工を継続します工事につきましては、出勤前・作業開始前に作業員の健康状態を確認し、朝礼や打ち合わせ、休憩時（昼食時を含む）に至るまで3密（密接、密集、密閉）を避けるなどの感染拡大防止対策をこれまで以上に徹底してまいります。

以上

（問い合わせ先）

専務取締役 竹添 友和

（TEL 0993-53-4497）